

告示

埼玉県告示第千百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三芳

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保北新埜八百五十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 飯盛徹夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

ハ 変更年月日

令和二年七月二十七日外

ニ 届出年月日

令和二年九月九日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課